

人材紹介契約書

株式会社●●●●（以下、「甲」とする）と、GMOコネクト株式会社（以下、「乙」とする）とは、乙の取り扱う有料職業紹介（以下、「人材紹介」という）に関して、次のとおり人材紹介契約書（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 （紹介業務）

1. 乙は、甲に対して次の役務を提供する。
 - 1 甲の依頼する人材の紹介及び当該人材の採用にいたらしめるまでの活動
 - 2 人材採用に関する事項のコンサルティング及び情報の提供
 - 3 その他前各号に付随する役務
2. 甲は、乙の人材紹介にあたり、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他の希望する求人の条件（以下、「求人条件」という）ごとに、求人条件を明示する情報を乙指定の方法により提出して、人材の紹介を依頼する。
3. 乙は、求職者に対するコンサルティングを実施したうえで、甲が提示した求人条件に適合すると判断した場合、甲に対し、求職者を紹介する。なお、乙が甲に対して提供する求職者のキャリアシート・職務経歴書その他の応募書類は求職者の責任において作成されるものであり、乙は、応募書類の記載内容について真偽を保証せず、虚偽や不備があっても責任を負わない。

第2条 （採用等の通知）

1. 甲は、乙に対して、以下の事項をその都度、直ちに書面、電子メール、その他の乙が指定する方法により通知・提供しなければならない。
 - (1) 乙が甲に紹介した人材（以下、「求職者」という）の採用を決定した場合、採用を決定した事実
 - (2) 求職者が内定を承諾した場合、求職者が内定を承諾した事実及び求職者が作成した内定を承諾する旨の書面
 - (3) 求職者が甲に入社（雇用形態を問わず、求職者が甲に勤務を開始した場合をいう。以下同じ）した場合、求職者が入社した事実及び理論年収（別紙1にて定義する。以下同じ）の額を確認する書面
 - (4) 甲に入社した求職者が甲を退職した場合、求職者が退職した事実及び退職日
 - (5) 甲が求職者の不採用を決定した場合、不採用を決定した事実
2. 甲は、乙に対して、乙が紹介業務を行ううえで必要な情報又は資料を乙の求めに応じて速やかに通知・提供しなければならない。

第3条 （乙を通さない連絡・採用等）

1. 甲は、求職者の書類選考、面接等を自らの責任において行う。
2. 甲は、正式に採用が決定するまで、乙を介さずに求職者との面接及び選考中の連絡を行ってはならない。
3. 甲は、求職者の採用を決定した場合、採用を決定した求職者（以下、「採用決定者」という）に対して、労働条件明示書面を自らの責任において交付しなければならない。
4. 甲は、乙が紹介した求職者について、乙が甲に当該求職者を紹介した日より前に、第三者から紹介を受け、又は当該求職者から応募の意思表示を受けていた場合、速やかにその旨を乙に通知するものとする。
5. 以下に定める場合、乙は甲に対して第4条第1項に定める紹介手数料等を請求することができる。
 - (1) 甲が、乙の同意なく、又は乙を介さずに、独自に求職者の採用を決定して入社させた場合
 - (2) 甲が不採用の決定をした求職者を、決定後2年以内に採用決定した場合

- (3) 乙が紹介した求職者について、甲が前項に定める通知を行わずに当該求職者の採用を決定して入社させた場合

第4条 （報酬）

1. 甲は、求職者の採用を決定し、求職者が甲に入社した場合、乙が実施した人材の紹介に対する報酬（以下、「紹介手数料」とする）として、別紙1第1項に定める紹介手数料を支払う。
2. 甲は、前項に定める紹介手数料を別紙1第1項に定める期日までに、以下の銀行口座（乙が別途指定する場合には当該銀行口座）に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

GMOあおぞらネット銀行 法人営業部 普通 1252435 ジー・イー・ネット(カネホ)

3. 甲が乙に対して特別なコンサルティング活動を要請し、乙がこれを実施した場合、甲は、乙に対し、甲乙別途合意のうえで決定した活動費用及び報酬を前二項に定める紹介手数料以外に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
4. 乙は、採用決定者が入社日以後、別紙1第2項に定める退職までの期間に当該採用決定者の一身上の都合又は就業規則違反等による解雇（甲都合の解雇を除く）の事由により退職した場合において、甲が当該採用決定者の退職証明書等の退職の事実を示す資料を乙に提出したときは、乙は紹介手数料のうち別紙1第2項に定める割合を甲に返金する。

第5条 （違約金）

1. 甲は、以下に定める場合には、甲が乙に対して支払うべき紹介手数料に加えて、違約金として、当該紹介手数料に対する、支払期日の翌日より完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。
 - (1) 第2条（採用等の通知）に定める義務に違反して求職者を採用し、紹介手数料を支払わなかった場合
 - (2) その他紹介手数料の全部又は一部の支払を不当に免れた場合
2. 前項に定める支払うべき紹介手数料及び違約金の算定に理論年収が必要となる場合に、甲が当該理論年収の額を明らかにしないときは、厚生労働省の直近の「毎月勤労統計調査」における給与額及び賞与額を参考に算出した乙が妥当と判断する年収を理論年収の額とみなす。

第6条 （秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の締結又は履行に際して相手方から媒体及び手段の如何を問わず開示を受け、又は知得した相手方の技術上、営業上及びその他の情報（以下、「秘密情報」という）につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、これを第三者に開示、漏洩してはならず、また、本契約の履行以外の目的に利用してはならない。
2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外する。
 - 1 開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していた情報
 - 2 開示を受け、又は知得した際、既に公知であった情報
 - 3 開示を受け、又は知得した後、自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - 4 開示を受け、又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - 5 相手方の秘密情報に接することなく、独自に開発、創作したことによる情報
3. 第1項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動によって秘密情報の開示を強制される場合、甲及び乙は、法令に要求される必要最小限度の範囲及び目的で秘密情報を第三者に開示することができる。この場合、甲及び乙は相手方に対して、開示前

に遅滞なく開示の旨及び開示の対象となる秘密情報を書面で通知しなければならない。

4. 甲及び乙は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故が発生した場合、直ちにその旨を相手方に連絡し、相手方の指示に従い適切な対応をしなければならない。
5. 甲及び乙は、本契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報ならびに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄する。

第7条 （個人情報保護）

1. 甲及び乙は、厚生労働省の労働者の個人情報の保護に関するガイドライン等関連各法規を遵守するものとする。
2. 乙は、甲が求職者を選考するにあたって必要と認められる限度において、求職者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を、甲に対して開示・提供する。ただし、求職者の病歴、併願状況等の求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該求職者の個別の承諾を得ない限り、乙は甲に対して、開示・提供しない。
3. 甲は、前項に基づき乙より提供された、求職者の個人情報を善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、甲の採用選考の目的の範囲で利用するものとし、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、甲の採用選考に直接関与する者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。
4. 甲は、不採用を決定した候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに自己の費用により乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

第8条 （契約の解除）

1. 甲又は乙が次の各号の一に該当した場合、その相手方は何らの通知、催告等の手続を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 1 本契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。
 - 2 支払を停止したとき、又は手形、小切手の不渡りを発生させたとき。
 - 3 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - 4 解散もしくは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき。
 - 5 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行もしくは競売の申立又は租税公課の滞納処分を受けたとき。
 - 6 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続の申立を受け、又は自らこれらを申立たとき。
 - 7 信用状態に不安が生じ、又は事業に重大な変化が生じたとき。
 - 8 相手方が正常な取引を行えず、又は正常な営業ができない事由が生じたとき。
 - 9 法令に違反し、又はそのおそれがあるとき
 - 10 前各号のほか、本契約を継続することが困難と合理的に認められる事由が生じたとき
2. 前項の場合、契約を解除された当事者は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならない。
3. 甲及び乙は、災害その他やむを得ない事由により本契約の履行が困難と認めたときは、甲乙別途協議の上、書面による合意により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第9条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、以下の事実を表明し、保証する。
 - (1) 自己の役員（業務執行について重要な地位にあるもの及び出資者を含む。以下、同様とする。）が次のいずれにも該当せず、今後もこれに該当しないこと

- 1 暴力団
 - 2 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下、同様とする。）、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 3 暴力団関係企業又は本条各号に定める者が出資者又は業務執行について重要な地位にある団体もしくはこれらの団体の構成員
 - 4 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
 - 5 前各号に準ずる者
- (2) 自己の役員が自己又は第三者をして、以下の各号のいずれかの行為及びそのおそれのある行為を行わないこと
- 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5 前各号に準じる行為
2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反し、又はそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに本契約を解除することができる。
3. 甲又は乙が前項の規定により本契約を解約した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により自己に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償しなければならない。

第10条（損害賠償）

1. 甲及び乙は、本契約に違反し、又はその責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に生じた通常かつ現実の損害（間接損害、逸失利益及び特別損害を除く）を賠償しなければならない。
2. 甲が採用した採用決定者が甲又は第三者に与えた損害等について、当該採用決定者の故意又は過失にかかわらず、乙は賠償の責を一切負わない。

第11条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲及び乙から別段の意思表示がないときは、本契約はさらに1年間同一の条件をもって自動的に継続されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約が終了した場合も、第3条（乙を通さない連絡・採用等）、第4条（報酬）、第5条（違約金）については未精算の採用決定者及び採用決定者の退職に関する精算が終わるまで、第1条（紹介業務）第3項なお書、第6条（秘密保持）、第7条（個人情報保護）に定める秘密保持義務及び個人情報の保護、第9条（反社会的勢力の排除）第3項、第10条（損害賠償）、本条本項、第13条（権利義務の譲渡禁止）から第15条（協議）に定める規定は有効に存続するものとする。

第12条（中途解約）

甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、本契約期間中であっても、解約予定日の1か月前までに相手方に通知することにより本契約を解約することができる。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約から生じる権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、もしくは、担保に供してはならない。

第14条（準拠法・合意管轄）

本契約は、日本法に基づき解釈、適用されるものとし、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い協議して、円滑に解決を図るものとする。

以上、甲及び乙は、本契約締結の証として、本書2通を作成し、各々記名捺印の上、各自1通を保有する。なお、本契約を電磁的方法により締結する場合には、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後に電子署名を記入の上、当該データ又はその複製物を各自で保管する。

20●●年●●月●●日

甲

○○○○

○○○○

株式会社○○○○

代表取締役 ○○○○

乙

東京都渋谷区桜丘町26-1

セルリアンタワー7F

GMOコネクト株式会社

代表取締役 安田 暁史

別紙 1

1. 乙は、甲に対し、以下に定める紹介手数料及び消費税について、採用決定者の入社日の属する月の月末締めで請求書を発行し、甲は、乙に対し、請求額の全額を採用決定者の入社日の属する翌月末日（当該日が金融機関の休業日の場合は前営業日）までに、第4条第2項に定める乙が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払わなければならない。

理論年収	紹介手数料（税別）
職種問わず	理論年収の35%

なお、「理論年収」は以下の算式により計算する。

《月額報酬の場合》

理論年収＝（基本給＋職務手当・住宅手当等の定期的に毎月支給される手当＋固定/定額残業代）×12＋賞与支給額

※賞与支給額は「基本給×前年度実績賞与支給月数」により算出する

《年棒制の場合》

理論年収＝入社初年度1年間の年俸額

※成果報酬がある場合には、期待する業績を達成した場合の成果報酬を加算する

2. 採用決定者が入社日以後、入社日から起算して以下の表に定める「退職までの期間」に当該採用決定者の一身上の都合又は就業規則違反等による解雇（甲都合の解雇を除く）の事由により退職した場合において、甲が当該採用決定者の退職証明書等の退職の事実を示す資料を乙に提出したときは、乙は紹介手数料のうち以下に定める割合を甲に返金する。

なお返金発生の場合、甲は乙に対し、退職月又は退職の事実を示す資料の提出月のいずれか遅い月の翌月月初3営業日までに、末日を支払期日とする請求書を発行し、乙は甲に対し甲指定の銀行口座へ振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

ただし、当該採用決定者の退職が、甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、甲の法令違反行為等の甲に起因する場合、採用決定者の死亡、天災地変等の不可抗力に起因する場合は返金しないものとする。

退職までの期間	返金する割合（税別）
入社後1か月以内に退職した場合	紹介手数料の80%
入社後1か月超2か月以内に退職した場合	紹介手数料の30%
入社後2か月超3か月以内に退職した場合	紹介手数料の10%

以上